

(平成25年9月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたのに、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和48年4月1日から56年2月4日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間

の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分及び49年1月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたのに、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和48年9月25日から56年5月27日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間

の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分及び49年1月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 沖縄厚生年金 事案 496

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたのに、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和46年4月1日から51年8月5日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間

の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分及び49年1月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において育児休業を取得していた期間に支給を受けた申立期間の標準賞与額の記録が無い。その後同社は、年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立していることから、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付に反映しない記録となっているので、給付される記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給明細書から、申立人は、平成20年12月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、申立人に係る平成20年8月から21年5月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記被保険者賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与の届出を厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料徴収の時効が成立し

た後である平成 25 年 7 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の賞与支払届が提出されておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給明細書における賞与額から 2 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において育児休業を取得していた期間に支給を受けた申立期間の標準賞与額の記録が無い。その後同社は、年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立していることから、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付に反映しない記録となっているので、給付される記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給明細書から、申立人は、平成20年12月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、申立人に係る平成20年9月から21年4月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記被保険者賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与の届出を厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料徴収の時効が成立し

た後である平成 25 年 7 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の賞与支払届が提出されておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給明細書における賞与額から 3 万円とすることが妥当である。